平成２５年（フ）第２９５号
兵庫県高砂市高砂町栄町369番地の18
破産者　鈴木孝治こと　金　　孝仁
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３０号
北九州市小倉南区下曽根４丁目14番17号、申立時の住所福岡市中央区福浜１丁目26番10―204号
破産者　藤井　さち
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８７号
福岡市城南区長尾２丁目29番３―304号
破産者　松本　裕身
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８８号
福岡市城南区長尾２丁目29番３―304号
破産者　松本かんな
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８０号
福岡県春日市日の出町５丁目７番地　ヒューマインド春日中央102号
破産者　溝脇　拓也
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９２号
福岡県春日市上白水５丁目11番地　糸山ビル302号、前住所福岡県春日市宝町４丁目41番地３　シック宝町307号
破産者　島居　孝浩
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９３号
福岡県春日市上白水５丁目11番地　糸山ビル302号、前住所福岡県春日市宝町４丁目41番地３　シック宝町307号
破産者　島居　　礼
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０１号
福岡市早良区百道浜１丁目５番５―103号、前住所福岡市早良区城西１丁目８番47―303号
破産者　堺　　嘉男
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８５号
函館市万代町１番７号、開始決定時の住所函館市住吉町２―13　介護療養型老人保健施設住慶の郷、開始決定時の住民票上の住所北海道茅部郡森町字常盤町140番地52
破産者　川端　政稔
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
青森県弘前市大字堅田３丁目６番地６
破産者　齋藤　大吾
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５４４号
横浜市中区本牧宮原６番１―206号、開始決定上の住所横浜市中区本牧原４番２―1108号
破産者　別府　智子
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５３号
横浜市戸塚区矢部町133番地　ルミエール304号
破産者　奈須　慎一
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
金沢市材木町６番７号
破産者　すぴかこと　流　　佳子
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０７号
金沢市玉鉾１丁目47番地１　デサロージョ610号、従前の住所石川県珠洲市上戸町南方フ字34番地
破産者　奥野　裕子
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５４４号
静岡市清水区真砂町５番23―1104号、旧住所大阪市住吉区我孫子３丁目３番33号　ＴＭビル601号
破産者　野口　真吾（旧姓唐崎）
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６号
静岡県焼津市三ケ名888番地の２
破産者　塚本　重樹
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５８号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅６棟202号、開始決定時の住所愛知県一宮市大和町馬引字古宮53番地５　第３馬引マンション206号
破産者　林　　巖
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９０号
愛知県津島市立込町１丁目26番地１　若実大マンション３Ｄ号
破産者　野田　正明
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部